

学校の先生になりませんか？

～「特別免許状」のご案内～



専門的なスキルや経験を持つ方を
必要としています！

今、学校現場では 絶えず変化していく学校や社会のニーズに柔軟に対応し、子供への教育の充実をはかるために、多様な専門性や背景をもつ人材を必要としています。

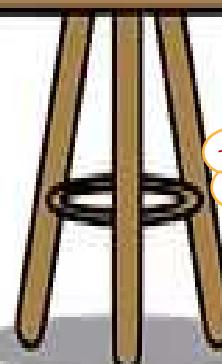
教師として働くためには、大学の教職課程で必要な単位を修得し教員免許状を取得する必要がありますが、教職課程で学ばれなかった方でも民間企業での経験や、スポーツ、文化での活動実績、博士課程での研究など優れた専門性をもつ方に対して都道府県教育委員会が行う審査により授与を受けられる「特別免許状」があります。

文部科学省では、特別免許状が多様な専門性を持つ方々に積極的に授与されるよう指針を改訂しました。

まずは採用されたい学校に、ご自身の経験やスキル等を踏まえご相談ください。

必要なスキルや
経験って？

すぐ働くことができるの？
待遇面は？





～よくあるご質問～



Q どのような経験があれば特別免許状がもらえますか？

A 例えば、民間企業やN P O 法人等で教科に関する専門分野の勤務経験等が必要となります。その他、勤務予定校や任命者の推薦等をもとに出願し、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格すれば授与されます。

Q 指針が改訂され、何が変わりましたか？

A 例えば、国内外のスポーツ競技における実績や、文化芸術に関するコンクールや展覧会での活動実績がある方や博士号を取得した方は、企業等での勤務経験がなくても授与要件の一部を満たせるようになりました。他にも、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められるような資格の保有者等も授与要件の一部を満たせるようになりました。

Q 特別免許状では何ができますか？待遇や勤務形態はどうなりますか？

A 授与された学校種（小・中・高等学校）の教科の教育課程を全て担うことができます。有効期間は10年間（更新が可能）で、授与された都道府県内で有効です。待遇や勤務形態については、学校によって異なる場合もありますが普通免許状を持つ教師と同様であることが多い、学級担任も可能です。

Q 仕事や競技、活動を続けながら学校で働くことはできますか？

A 可能な場合があります。特別免許状は、常勤での勤務に限らず非常勤での勤務にも使うことのできる免許状です。

Q 特別非常勤講師制度とどのような違いがありますか？

A 特別免許状が授与されれば特定教科の全てを教えることができますが、特別非常勤講師制度は特定教科の一部だけを教えることができます。特別非常勤講師制度は学校の届出により制度を活用することができます。

Q 特別免許状の取得及び採用の流れについて教えてください。

A 標準的な流れは以下のようになります。※採用されたい学校にニーズがあることをご確認ください。

1. 採用されたい学校に、ご自身の経験やスキル等を踏まえ相談
公立学校の場合 : 学校を所管している教育委員会
国立・私立学校の場合 : 国立大学法人・学校法人

2. 市区町村教育委員会や学校法人等、学校の校長が推薦書を発行

3. 採用を予定している市区町村教育委員会や学校法人理事長（都道府県立学校の場合は校長）から都道府県教育委員会へ出願

4. 都道府県教育委員会において、
教育職員検定（書類審査・面接等）を実施

5. 教育職員検定に合格したのち、特別免許状の授与

6. 採用



* 詳細は[こちら](#)をご確認ください *

(特別免許状を授与している
都道府県教育委員会の連絡先等を
掲載しています)



※都道府県教育委員会等の採用と特別免許状授与が一体となった採用方法もあります。

Q 特別免許状の授与のために何故推薦が必要なのでしょうか？

A 特別免許状は、学校教育の効果的な実施に特に必要がある場合に授与されるものであるため、当該学校の推薦が必要になります。